は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Q_{21} ＝ 0.019

Q_{22} ＝ 0.019

Q_{23} ＝ 0.019

Q_{24} ＝ 0.018

R_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21} ＝ 0.032

S_{22} ＝ 0.032

S_{23} ＝ 0.031

S_{24} ＝ 0.031

T_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{21} ＝ 0.051

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W_{22} ＝ 0.051

X_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成16年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第5条の3

は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Q_{21} ＝ 0.019

Q_{22} ＝ 0.019

Q_{23} ＝ 0.019

Q_{24} ＝ 0.015

R_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21} ＝ 0.032

S_{22} ＝ 0.032

S_{23} ＝ 0.031

S_{24} ＝ 0.026

T_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{21} ＝ 0.052

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W_{22} ＝ 0.052

X_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成16年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第5条の3